

第 28 回産業統計部会結果概要

1 日 時 平成 23 年 7 月 1 日（金） 16:30～17:30

2 場 所 総務省第二庁舎 6階特別会議室

3 出席者

（部 会 長）廣松毅

（委 員）縣公一郎

（専 門 委 員）小針美和、西郷浩、納口るり子

（審議協力者）内閣府、総務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、千葉県、静岡県

（調査実施者）農林水産省大臣官房統計部：前原経営・構造統計課長ほか

（事 務 局）内閣府統計委員会担当室：杉山参事官

総務省政策統括官付統計審査官室：金子調査官ほか

4 議 題 農業経営統計調査の変更について

5 概 要

部会長から、農業経営統計調査（以下「本調査」という。）の変更についての答申案が示され、審議の結果、一部文言の修正を行うことを前提に答申案は採択された。修正については部会長に一任され、答申案は所要の修正後、平成 23 年 7 月 22 日に開催予定の第 47 回統計委員会において部会長から報告することとされた。主な意見等は以下のとおり。

（1）標本設計の基本的な考え方の変更

- 答申案 2（2）イの第 2 パラグラフの「経営規模の大小を問わない戸別所得補償制度に対応し」の部分について、今回の標本設計の変更が戸別所得補償制度に対応するものとすれば、今後、政策的な変更が生じた場合、サンプリングの方法が変わるようにも読めるのではないか。
- 今回の標本設計の変更は、経営規模の大小を問わず、いずれの階層からも精度の高いデータを得ることができるようにすることが目的である。したがって、今後、政策の変更が生じた場合でも、層別の中のサンプリングサイズの変更により対応することとしており、本調査の標本設計の大きな変更につながるわけではないと理解している。
- 今回の標本設計の変更の考え方をより適切に示すため、「経営規模の大小を問わない」の部分削除することが適当ではないか。

（2）オンライン調査の導入

- 答申案 2（5）イの第 2 パラグラフの「通信上の秘密保護も確保されている」の部分について、通信上の秘密保護の確保は当然のことであり、削除してもよいのではないか。
- 通信上の秘密保護は、オンライン調査の導入を適当と判断する理由である「報告者の負担軽減」及び「調査の効率的実施（データの迅速なやり取り）」と並列的なものではないため、この点を明確に整理したほうが分かりやすいのではないか。

- オンライン調査の導入の適否を判断するに当たり、秘密保護の面も十分確認していることを示すことが適当と考えられるため、通信上の秘密保護の部分は表現ぶりを修正するとしても残した方が良いのではないか。
- 通信上の秘密保護というと回線部分だけしか考えていないような印象も受けるので、農林水産省と報告者との間で、セキュリティの確保についても十分考慮しながら、迅速なデータのやり取りを可能とするものといった整理の方向で、内容的に紛れのないような表現を検討すべきではないか。

(3) 報告者への還元資料の充実

- 本調査結果について、報告者からの要望を踏まえ、同一地域の同一規模階層の比較等が可能な資料を報告者に還元することは、他にあまり例がない取組でもあることから、報告者の反応など当該取組による成果についてフォローしておいていただきたい。